

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県では、二酸化炭素吸収源の確保対策として、県産材利用住宅等を普及し、間伐等により生産された木材の活用など効果的な二酸化炭素の固定により、地球温暖化防止を推進していくとともに、本県の豊富な森林資源を循環利用し、森林環境の適性な保全と持続可能な社会づくりを強く推進していく。よって、県産木材の需要拡大を通じて、林業・木材産業等の活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図るため、県産材及び優良みやぎ材等を使用し、住宅を新築若しくはリフォーム又はマンションを新築する者（以下「補助事業者」という。）に対し、木材費用等の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認証工場で加工した集成材を含むものとする。また、製材品、集成材、内装及び木製品については、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が県産材であることを証明した木材製品でなければならない。
- (2) 「県産JAS製品」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内のJAS認証工場で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認証工場で加工した集成材を含むものとする。
- (3) 「優良みやぎ材」とは、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が品質、規格、産地及び合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。
- (4) 「県産森林認証材」とは、宮城県内のFM認証を受けた森林から伐採された原木を宮城県内のCOC認証工場で加工した木材製品をいう。
- (5) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋をいう。
- (6) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。
- (7) 「新築」とは、更地に住宅を建てる場合、又は、既存の建築物を除去し、新たに住宅を建てることをいう。
- (8) 「一戸建」とは、1つの建物が1住宅であるものをいう。

- (9) 「主要構造部材」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材をいう。
- (10) 「リフォーム」とは、既存の一戸建住宅等の増改築等を行うものをいう。
- (11) 「マンション」とは、地上3階建て以上の共同住宅をいう。
- (12) 「内装」とは、住宅内部の床面、壁面、天井面及び階段の仕上げ材として使用される木材をいう。
- (13) 「木製品」とは、木材で作られたテーブルや椅子、その他これに類する製品をいう。
- (14) 新築住宅支援の「事業完了日」は主要構造部が完成した日とする。ただし、内装木質化や木製品配備の申請をした場合は、補助対象経費の支払いが完了した日とする。
- (15) 住宅リフォーム支援の「事業完了日」は木工事が完了した日とする。
- (16) 「子育て世帯」とは、当事業で支援を受ける方が、0歳から中学校卒業までの子どもを養育している、もしくは事業完了までに養育することとなる世帯をいう。
- (17) 「県外からの移住世帯」とは、当事業で支援を受ける方が、現に県外に居住し、住宅の引き渡し後3ヶ月以内に当事業の申請地に転入する、もしくは申請日以前5年以内に県外から県内に転入した世帯をいう。

(交付対象等)

第3 県は、本補助金の交付対象となる事業種目、事業内容、交付対象となる基準等及び補助金額等は、別表のとおりとする。

- 2 県産材、県産JAS製品、優良品やぎ材及び県産森林認証材の使用については、確認調査を受けるものとする。
- 3 国又は県が実施する住宅の木材費等の補助とは重複を認めないものとする。ただし、本事業との併用が認められている場合はこの限りでない。

(交付申請及び交付決定)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業種目ごとに、別表に掲げる交付申請書に別記3に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。

- 2 新築マンション支援においては、前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下

同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 知事は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知する。

（申請内容の変更等）

第5 補助事業者は、申請内容のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書（別記様式第4-1又は4-2号）により、速やかに知事に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の増額
- (2) 施工業者の変更
- (3) 補助金交付決定額の30%以上の減額（新築マンション支援に限る。）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出し、知事の承認を受けるものとする。

3 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること（マンション支援に限る）。

4 交付決定後に新たに国庫補助金の対象となることが明らかになった際には、交付額変更を行う場合がある（マンション支援に限る）。

5 第5第1項によるもののほか、別記様式第4-2号を準用して作成した書面により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする（マンション支援に限る）。

（実績報告）

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は事業種目ごとに、別表のとおりとし、添付する書類は別記4のとおりとする。

2 前項の補助事業実績報告書は、事業完了日若しくは、廃止の承認の日から30日以内、又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（額の確定及び補助金の交付）

第7 知事は、前条の報告書が提出された場合において、その内容について審査し、適当と認めるときはその額を確定するとともに、補助金額の確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者へ通知し、速やかに補助事業者が指定する口座へ振り込むものとする。ただし、新築マンション支援に限り、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるも

のとし、その請求書の様式は、別記様式第11号によるものとする。

(書類等の整備)

第8 補助事業者は、本事業にかかる書類等については、事業の完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

第9 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助要件に適合しなくなったとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 規則、本要綱の規定に違反したとき

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金交付要綱(平成23年6月23日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 交付対象等（要綱第3第1項関係）

事業種目	事業内容	交付対象となる基準等	補助金額等	交付申請書の様式	変更承認申請書の様式	実績報告書の様式
新築住宅支援	県内に住宅を建築するもの	別記1(1)のとおり	別記2(1)のとおり	・別記様式第1-1号 ・別記3(1)のとおり書類を添付する。	別記様式4-1号	・別記様式6-1号 ・別記4(1)のとおり書類を添付する。
リフォーム支援	県内の住宅をリフォームするもの	別記1(2)のとおり	別記2(2)のとおり	・別記様式第1-2号 ・別記3(2)のとおり書類を添付する。	別記様式4-1号	・別記様式6-2号 ・別記4(2)のとおり書類を添付する。
新築マンション支援	県内にマンションを新築するもの	別記1(3)のとおり	別記2(3)のとおり	・別記様式第1-3号 ・別記3(3)のとおり書類を添付する。	別記様式4-2号	・別記様式6-3号 ・別記4(3)のとおり書類を添付する。

別記1 補助金の交付対象となる基準等

(1) 新築住宅支援：下記全ての要件項目を満たすこと。

- ① 県内に自ら居住用とする新築木造住宅であること。
- ② 施工業者について、県内に本社又は支社若しくは支店があること及び建設業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている業者であること。
- ③ 事業の完了について、事業実施年度の3月31日までに以下の点を全て満たしていること。
- ④ 木材使用量について、軸組工法の場合は主要構造部に県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を40%以上、枠組工法の場合は主要構造部に県産材を30%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を20%以上使用すること。また、内装については、工法を問わず、主要構造部の要件を全て満たした上で、県産材を内装で使用する木材の50%以上かつ1㎡以上使用すること。さらに、木製品等については、工法を問わず、主要構造部及び内装の要件を全て満たした上で、県産材を木製品等で使用する木材の50%以上を使用すること。

要件項目				
使用 木材量	主要構造部		軸組工法	枠組工法（ツーバイ）
	(ア)	(ア) 県産材	主要構造部材に使用する木材の 60%以上	主要構造部材に使用する木材の 30%以上
	(イ)			
	いずれ も満た すこと	(イ) 県産JAS製 品又は優良みやぎ材	主要構造部材に使用する木材の 40%以上	主要構造部材に使用する木材の 20%以上
	内装		<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部材の要件を全て満たしていること ・県産材を 1m3 以上かつ内装全体で使用する木材の50%以上使用すること 	
木製品		<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部及び内装の要件を全て満たしていること ・県産材を木製品で使用する木材の 50%以上使用すること 		
住宅		<ul style="list-style-type: none"> ・県内に自ら居住用とする新築木造住宅であること 		
申請者		<ul style="list-style-type: none"> ・県内に自ら居住する新築一戸建て木造住宅の施主であること ・県税の滞納がないこと ・建築基準法における建築確認済証が交付済みであること ・建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できること 		
施工業者		<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社又は支社若しくは支店があること ・建設業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている業者であること 		
事業の完了		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施年度の3月31日までに以下の点を全て満たしていること ①主要構造部材の施工が完了していること（内装・木製品は対象経費の支払いが完了していること） ②県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材の使用量並びに現地の確認が可能であること 		

(2) リフォーム支援：下記全ての要件を満たすこと。

- ① 県内に増改築する住宅であること。
- ② 施工業者について、宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有していること及び建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者であること。
- ③ 施工期間について、事業実施年度の3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。
- ④ 使用木材量について、主要構造部材、内装又は外装に合わせて県産材を3 m³以上又は60 m²以上使用すること。

要件項目	
使用木材量	・主要構造部材、内装及び外装に合わせて県産材を3 m ³ 以上又は60 m ² 以上使用すること。
住宅	・県内に増改築等する住宅であること
施工業者	・宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有していること ・建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者であること
施工期間	・事業実施年度の3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること

(3) 新築マンション支援：下記全ての要件を満たすこと。

- ① 県内に建設されるマンションであること。
- ② 施工業者について、宮城県内に本社又は支社若しくは支店等の事業拠点のある建設事業者であること。
- ③ 使用木材について、県産木材以外の資材から県産木材に置換すること及び県産木材を15 m³以上使用すること。
- ④ その他について、建設中及び建設後も県産木材を使用していることを県民等に認知させる取組を行うこと。

要件項目	
使用木材	・県内に建設されるマンションに県産木材を使用すること ・県産木材以外の資材から、県産木材に置換すること ・県産木材を15 m ³ 以上使用すること
施工業者	・宮城県内に本社又は支社若しくは支店等の事業拠点のある建設事業者
その他	・建設中及び建設後も県産木材を使用していることを県民等に認知させる取組を行うこと

別記2 補助金額と対象経費等

(1) 新築住宅支援

ア 主要構造部等

宮城県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材の使用材積に応じて下記の補助金額（1 m³当たり）を乗じた合計金額を補助金額とする。ただし、宮城県産材と優良みやぎ材の使用材積に応じた補助金額の合計額は50万円を上限（子育て世帯又は移住世帯は75万円を上限）とする。なお、県産JAS製品及び県産森林認証材の使用材積に応じた補助金額の上限は設定しない。

使用材	一般		子育て世帯又は移住世帯	
	補助金額 (1 m ³ 当たり)	補助上限額	補助金額 (1 m ³ あたり)	補助上限額
宮城県産材	28,000円	計500,000円	42,000円	計750,000円
優良みやぎ材	8,000円		8,000円	
県産JAS製品	8,000円	—	8,000円	—
県産森林認証材	8,000円	—	8,000円	—

イ 内装及び木製品配備

対象経費に下記の補助率を乗じた金額を補助金額とする。また、木製品も合わせて申請する場合は、内装と木製品の対象経費の合計額に下記の補助率を乗じた金額を補助金額とする。ただし、内装木質化及び木製品配備にかかる費用の合計が30万円以上のものとし、補助金額は30万円を上限（子育て世帯又は移住世帯は45万円）とする。

対象経費	一般		子育て世帯又は 県外からの移住世帯	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
木工事又は木製品配備 に要する経費	1/2 以内	300,000円	3/4 以内	450,000円

(2) リフォーム支援

県産材の使用材積に応じて下記のいずれかの補助金額（1 m³当たり又は1 m²当たり）を乗じた金額を補助金額とする。ただし、いずれの場合も20万円を上限とする。

使用材	補助金額	補助上限額
宮城県産材	28,000円/m ³	200,000円
	3,000円/m ²	

(3) 新築マンション支援

下地材へ使用した県産材の使用材積に1 m³当たり33,000円を乗じた金額を補助金額とする。ただし、250万円を補助金額の上限とする。

別記3 交付申請書添付資料

(1) 新築住宅支援

- ア チェックリスト（別記様式第2-1号）
- イ 県税の納税証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る）
- ウ 建築基準法による建築確認済証の写し
- エ 住宅の位置図・配置図・平面図・立面図
- オ 木びろい表（計画）（別記様式第9-1号又は9-2号）
- カ 施工業者の建設業法の許可証の写し
- キ 工事請負契約書の写し
- ク 補助金振込先口座の通帳の写し
- ケ 内装木質化等の施工内容が確認できる書類（図面等、内装等の補助を申請する場合のみ）
- コ 収支予算書（別記様式第10-1号、内装等の補助を申請する場合のみ）
- タ 世帯全員分の住民票（申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る、子育て世帯又は県外からの移住世帯で補助を利用する場合のみ）
- チ その他知事が必要と認める書類

(2) リフォーム支援

- ア チェックリスト（別記様式第2-2号）
- イ 県税の納税証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る）
- ウ 建築基準法による建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）
- エ 住宅の位置図・配置図・平面図・立面図
- オ 木びろい表（計画）（別記様式第9-1号又は9-2号）
- カ 施工業者の建設業法の許可証の写し
- キ 工事請負契約書の写し
- ク 補助金振込先口座の通帳の写し
- ケ その他知事が必要と認める書類

(3) 新築マンション支援

- ア 事業実施計画書（要領別紙）
- イ 収支予算書（別記様式第10-2号）
- ウ 県税の納税証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る）
- エ 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3-1-1号）
- オ その他知事が必要と認める書類

別記4 実績報告書添付資料

(1) 新築住宅支援

ア 県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材を使用したことを証明する次の書類（原本に限る）。

使用した木材		添付資料	発行者
製材品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
	県産JAS製品	産地及びJASと記載された出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内のCOC認証を受けた木材供給事業者
合板・単板積層材(LVL)等	県産材	産地の記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	県産JAS製品	産地及びJASと記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内のCOC認証を受けた木材供給事業者
集成材	県産材	①宮城県産材証明書 ②JAS認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ②JAS認証工場
	県産JAS製品	①宮城県産材証明書 ②JAS認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ②JAS認証工場
内装等	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
木製品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター

イ 木びろい表（実績）（別記様式第9-1号又は9-2号）

ウ 主要構造部材の施工中及び施工が完了した写真

エ 内装等の施工中と施工完了後の写真（内装の補助を利用した場合）

オ 木製品配備の完了写真（木製品配備の補助を利用した場合）

カ 県産JAS製品表示の写真（県産JAS製品を使用した場合）

キ 優良みやぎ材のシールが分かる写真（優良みやぎ材を使用した場合）

ク 収支決算書（別記様式第10-1号、内装の補助を利用した場合）

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) リフォーム支援

- ア 県産材を使用したことを証明する書類（原本に限る、別記4（1）イに同じ）。
- イ 木びろい表（実績）（別記様式第9－2号）
- ウ リフォームの施工前、施工中及び施工後の写真
- エ その他知事が必要と認める書類

(3) 新築マンション支援

- ア 事業実績書（要領別紙）
- イ 収支精算書（別記様式第10－2号）
- ウ 事業実施状況が分かる写真
- エ その他知事が必要と認める書類